

第5次ニセコ町総合計画策定委託業務
公募型プロポーザル募集要項

ニセコ町企画課経営企画係
(平成22年4月)

1 背景と目的

ニセコ町においては、現行のニセコ町総合計画の計画期間が平成23年度で終了することに伴い、平成22年度、平成23年度の2か年をかけて新たに第5次ニセコ町総合計画を策定することとなりました。策定に当たっては、広範にわたる基礎データの収集解析や町民意識の把握など、客観的かつ専門的な情報分析を行う必要があるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から提案された企画等を一定の基準で評価選定する「公募型プロポーザル」を実施することとなりました。

2 委託業務の概要

(1) 業務名 第5次ニセコ町総合計画策定委託業務

(2) 業務内容 別紙「ニセコ町総合計画策定委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期限 平成24年2月29日（水）

ただし、各年度、各月の成果物等の納期限は契約締結時に別途定めます。

(4) 履行場所 ニセコ町役場

(5) 事業費限度額

本業務の事業費の限度額は6,390,000円（消費税及び地方消費税を含む。）です。

（消費税及び地方消費税を含む。）

平成21年度	平成22年度	合計
3,017,000円	3,373,000円	6,390,000円

3 委託事業者選定方法 公募によるプロポーザル方式

4 担当課係 ニセコ町企画課経営企画係（担当：福村、斉藤）

（所在地）〒048-1501

北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番地

電話 0136-44-2121（内131）

メールアドレス kikaku@town.niseko.lg.jp

ホームページURL <http://www.town.niseko.hokkaido.jp/>

※お問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで受け付けています。

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づくニセコ町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) ニセコ町財務規則第122条（平成5年規則第30号）及びニセコ町指名競争入札参加者指名基準（平成7年）により資格者名簿に登録された者であること。
※ただし、登録されていない者については、随時指名願いを受け付けているので早急に提出すること。
- (3) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、ニセコ町競争入札参加資格者指名停止事務処理要綱（平成10年ニセコ町訓令第16号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したもの3を除く。）でないこと。
- (5) このプロポーザル方式実施の公告の日において、後志管内及び後志管内隣接管内に連絡調整が行える事業所を有していること。

6 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール（概要）は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
公募の開始	平成22年4月28日（水）午前9時から町のホームページにて提出書類等のダウンロードができます。また、書類等の直接配布は企画課経営企画係にて同日より開始します（休日を除く午前9時から午後5時まで）。
質問の受付（電子メール）	平成22年4月28日（水）午前9時から平成22年5月10日（月）午後4時まで ※メール送信後、企画課経営企画係に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、平成22年5月14日（金）までにニセコ町のホームページ上で公開します。
参加申込書の提出（電子メール）	平成22年4月30日（金）午前9時から平成22年5月14日（金）午後4時までに企画課経営企画係へ電子メールに添付して提出ください。 ※メール送信後、企画課経営企画係に送信確認の電話をしてください。 ※参加承認は平成22年5月17日（月）午後4時までに順次通知します。
提案書等の提出（持参）	平成22年5月11日（火）から平成22年5月21日（金）までの休日を除く午前9時から午後5時までに企画課経営企画係に持参してください。
1次審査（書類審査）	平成22年5月24日（火）から平成22年6月4日（金）を予定 ※平成22年6月7日（月）の午後4時までに、1次審査参加事業者全員に1次審査の結果を電子メールにて通知します。
2次審査（プレゼンテーション）	平成22年6月11日（金）を予定
結果通知	平成22年6月14日（月）の午後4時までに、2次審査参加事業者全員に2次審査の結果を電子メールにて通知します。

7 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票（様式1）（以下「様式1」という。）」を提出してください。

(1) 受付期間

平成22年4月28日（水）午前9時から

平成22年5月10日（月）午後4時まで

(2) 提出方法

「様式1」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「企画課経営企画係」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」としてください。メール送信後「企画課経営企画係」に送信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問（電話での問い合わせ等）については回答いたしません。なお、送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理（以下「コンピュータウイルス対策処理」という。）を実施し送信してください。

(3) 回 答

質問及びその回答の内容は、平成22年5月14日（金）までに町のホームページ上で公開します。

8 参加申込み及び参加承認

参加を希望する場合は、「公募型プロポーザル参加申込書（様式2）（以下「様式2」という。）」、「業務経歴書（過去5年間）（様式3）（以下「様式3」という。）」及び「様式3」に記載した「業務の契約書の写し（以下「契約書の写し」という。）」を提出してください。

(1) 受付期間

平成22年4月30日（金）午前9時から

平成22年5月14日（金）午後4時まで

(2) 提出方法

「様式2」及び「様式3」に必要事項を記入し、又「契約書の写し」をPDF形式ファイルとして作成し、電子メールに添付して「企画課企画係」へ提出してください。なお、添付するデータについては、容量制限（2MBまで）があります。電子メールの表題は「プロポーザル参加申込み（事業者名）」としてください。また、送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施し送信してください。メール送信後「企画課経営企画」に送信確認の電話をしてください。

(3) 参加承認

- ① このプロポーザルの参加承認の可否の決定は、「企画課経営企画係」から平成22年5月17日（月）午後4時までに参加申込事業者に電子メールにて順次通知します。
- ② 参加申込事業者は、「ニセコ町」の参加承認を受けない限りこのプロポーザルには参加できません。なお、「様式2」、「様式3」及び「契約書の写し」を提出したにもかかわらず、平成22年5月17日（月）午後4時までに「企画課経営企画係」から連絡がない場合は、同日午後5時までに「企画課経営企画係」へ電話によりご確認ください。

9 提案書等の提出

参加承認を受けた事業者は、以下のとおり審査に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出してください。

(1) 提出期間 平成22年5月11日（火）から平成22年5月21日（金）までの
休日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類 提出書類は以下のとおりです。

提出書類	注意事項
公募型プロポーザル届出書	・ 指定様式による（様式4） ・ 事業者印及び代表者印を押印したもの
提案書	・ ニセコ町総合計画策定委託業務仕様書に基づく自由様式 ※概要書もあわせて作成してください。（2枚程度）
業務経歴書（過去5年間） ※再提出	・ 指定様式による（様式3）
実施体制調書	・ 指定様式による（様式6-1）
配置予定者調書（管理責任者）	・ 指定様式による（様式6-2）
配置予定者調書（担当者）	・ 指定様式による（様式6-3）
業務工程表	・ 指定様式による（様式7）
見積書	・ A4判（縦297mm×横210mm・任意様式） ※業務名称、消費税及び地方消費税を除いた価格及び税込み価格を記載してください。又、積算根拠を詳細に示した内訳書を添付してください。
誓約書	・ 指定様式による（様式8）
その他	・ 総合計画成果物・契約書の写し・会社概要等のパンフレット・履歴事項全部証明書・配置予定者の健康保険被保険者証の写し、資格を証明する書類の写し及び実績確認ができる書類の写し

注1：作成に当たっては、別紙「第5次ニセコ町総合計画策定委託業務仕様書」を参照してください。

注2：提案書に枚数の制限はありませんが、10枚程度を基準として検討してください。

(3) 提出方法

- ① 提出書類は、原本1部・原本の写し8部を作成してください。
- ② 提出書類は原本と写しをそれぞれ製本（ファイル等で綴じる。）し、「企画課 経営企画係」までご持参ください。
- ③ 参加承認を受けた場合でも、提出書類を提出しない限りこのプロポーザルには参加できません。

10 審査基準及び審査方法

- (1) 審査基準 別紙「採点基準表」のとおり（二次審査用）
- (2) 審査方法 1次審査（書類審査）については、ニセコ町指名選考委員会（以下「委員会」という。）で審査を実施し、2次審査（プレゼンテーション）はニセコ町職員（総務課長、建設課長、商工観光課長、企画課長、学校教育課長）で

構成する「第5次ニセコ町総合計画策定業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」を設置し、実施します。

委員会による1次審査（書類審査）はニセコ町財務規則第122条及び124条に基づく指名基準に基づき行います。2次審査（プレゼンテーション）は「採点基準表」に基づき実施し、委託事業者を選定します。

(3) その他

- ① 審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては受け付けません。
- ② 1次審査参加事業者が1者の場合は、委員会を開催し、公募によるプロポーザル方式の委託事業者選定を中止することがあります。

11 1次審査（書類審査）

- (1) 審査期間 平成22年5月24日（火）から平成22年6月4日（金）までを予定
- (2) 審査内容 審査会はニセコ町財務規則第122条及び124条に基づく指名基準に基づき、上位5者を2次審査（プレゼンテーション）参加事業者として選定します。なお、1次審査参加事業者が5者以内の場合でも審査は行います。
- (3) 結果通知 1次審査の結果は、平成22年6月7日（月）の午後4時までに、「企画課経営企画係」から1次審査参加事業者全員に電子メールにて通知します。なお、同日の午後4時までに「企画課経営企画係」から連絡がない場合は、同日午後5時までに「企画課経営企画係」に電話によりご確認ください。

12 2次審査（プレゼンテーション）

- (1) 実施日 平成22年6月11日（金）を予定
- (2) 会場等 日時及び場所等の詳細については別途連絡します。
- (3) 出席者 3名以内。管理責任者となる方は必ず出席してください。
- (4) 発表時間等 20分程度のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（10分以内）を行います。なお、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「企画課経営企画係」に事前に連絡し、機器は各事業者で用意してください。
- (5) 審査内容
 - ① 委員会は「採点基準表」に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの内容を評価項目毎に合計し、総合得点を参考に交渉権の順位を設定します。
 - ② ニセコ町は交渉権第1位に選定された事業者と随意契約に向けた交渉を行います。交渉権第1位に選定された事業者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合または交渉権第1位に選定された事業者が「13参加事業者の失格」

に該当することが判明した場合は、交渉権第2位の事業者と同様の手続きを行うものとします。以後、同様とします。

③ プレゼンテーションに参加できない事業者は、審査の対象から除外します。

- (6) 結果通知 委員会の選定結果は、平成22年6月14日（月）の午後4時までに2次審査参加事業者全員に「企画課経営企画係」より電子メールにて通知します。なお、同日の午後4時までに「企画課経営企画係」から連絡がない場合は、同日午後5時までに「企画課経営企画係」に電話によりご確認ください。

13 参加事業者の失格 次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 「8 参加申込み及び参加承認」の受付期間終了後に「様式2」、「様式3」及び「契約書の写し」が提出された場合
- (3) 「9 提案書等の提出」の提出期間終了後に提出書類が提出された場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員長が失格であると認めた場合

14 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類の提出後の修正または変更は一切認めません。
- (3) 提出書類の「実施体制調書（様式6-1）」に記載する管理責任者及び担当者（以下「管理責任者等」という。）は、このプロポーザル方式実施の公告の日以前に参加事業者と3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとします。また、ニセコ町と契約を締結する事業者は予定した管理責任者等を配置するものとし、当該管理責任者等の交代については死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めないものとします。
- (4) ニセコ町と契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表（様式7）」に記載する内容に基づき委託業務を実施するものとし、ニセコ町の許可なく業務行程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、ニセコ町がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、ニセコ町情報公開条例に基づき提出書類を公開することがあります。

- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成を必要とします。当該契約書には、再委託の禁止に関する定めを設けるものとします。
- (9) この募集要項に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、ニセコ町会計規則（平成5年規則第30号）等関係法令等の定めるところによります。